

下関市感染症予防計画策定について

1 計画策定の背景・趣旨

令和4年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)が改正され、次の感染症危機に備えるため、都道府県だけではなく、保健所設置市においても、新たに感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下「予防計画」という。)を策定し、感染症対策の一層の充実を図ることとなりました。

本市においても地域の感染症対策の拠点として、市民の生命と健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生とまん延防止に備えるために、予防計画を定めます。

2 計画の位置付け

本計画は、法第10条第14項に基づき、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(平成11年厚生省告示第115号。以下「基本指針」という。)及び山口県感染症予防計画(以下「県予防計画」という。)に則して策定するものであり、また医療法に基づく山口県保健医療計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく山口県の行動計画及び本市の行動計画との整合性を図って策定します。

3 計画期間

令和6年度～令和11年度(6年間)

4 計画の構成(資料6-2参照)

感染症に基づく感染症の予防、まん延防止等に関する様々な施策は、県と本市との役割分担のもと、密接に連携しながら行っていく必要があります。

法令で定められている記載事項の内、保健所設置市の予防計画における必須の記載事項について策定するとともに、本計画では、感染症対策の全体像や、県と市それぞれの取り組み内容とその関連性を示すため、県の役割である以下の事項についても、県予防計画から抜粋し、参考資料として掲載します。

【県予防計画から抜粋して記載する事項】

- 県) 第一 感染症の予防の推進の基本的な方向と役割
- 県) 第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
- 県) 第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- 県) 第八 宿泊療養体制の確保に関する事項
- 県) 第十 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針に関する事項

5 その他

- ・法令に基づき、保健所設置市に権限がある事項については、実施主体となり、都道府県知事のみには権限がある事項については、県と連携を図り、実施します。
- ・本市は、地方衛生研究所を有していないため、検査実施や分析、評価、公表等については、県及び環境保健センターと連携して実施します。